

中野区教育委員会会議録

平成29年第31回定例会

平成29年12月1日

中野区教育委員会

平成29年第31回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年12月1日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時02分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 神谷 万美

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

4人

○議事日程

[報告事項]

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 11月17日 平成29年度第1回中野区総合教育会議
- ② 11月18日 武蔵台小学校開校60周年記念式典・祝賀会
- ③ 11月18日 第七中学校開校70周年記念式典・祝賀会
- ④ 11月25日 第二中学校開校70周年記念式典・祝賀会
- ⑤ 11月25日 第四中学校開校70周年記念式典・祝賀会
- ⑥ 11月25日 第八中学校開校70周年記念式典・祝賀会
- ⑦ 11月27日 第9回中学生「東京駅伝」結団式

(2) 事務局報告

- ① 中野区子ども・子育て支援事業計画中間の見直し(素案)について(子ども教育経営担当)
- ② 教育長の臨時代理の事務処理について(学校教育担当)
- ③ 中野区立小中学校施設整備計画の一部改正について(子ども教育施設担当)
- ④ 「中野区健康福祉総合推進計画2018」の素案について(子育て支援担当)

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第31回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、議事に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

初めに、教育長委員活動報告について、事務局から一括してお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

11月17日金曜日、平成29年度第1回中野区総合教育会議に、田辺教育長、小林委員、伊藤委員、渡邊委員、田中委員がご出席されました。

続きまして、11月18日土曜日、武蔵台小学校開校60周年記念式典及び祝賀会に、田辺教育長が出席されました。同じく、11月18日土曜日、第七中学校開校70周年記念式典及び祝賀会に、田中委員が出席されました。

続きまして、11月25日土曜日、第二中学校開校70周年記念式典に、田辺教育長が出席されました。同じく25日、第四中学校開校70周年記念式典及び祝賀会が開催され、祝賀会に田辺教育長が出席されました。同じく25日、第八中学校開校70周年記念式典及び祝賀会が開催され、記念式典に小林委員が出席されました。

続きまして、11月27日月曜日、第9回中学生「東京駅伝」結団式が行われ、田辺教育長が出席されました。中学校「東京駅伝」でございますが、東京都の区市町村対抗で行われ、中野区からは区内の国立・私立・都立・区立の中学校から選抜された生徒42名が出場いたします。第9回中学生「東京駅伝」は来年2月4日、味の素スタジアムにて開催される予定です。

報告は以上になります。

田辺教育長

各委員から補足、質問、その他活動報告がございましたら、お願いいたします。

田中委員

第1回の総合教育会議に、私も出席しました。今年度は特に教育大綱の設定とかということにはなかったので、学びの連続性ということで自由に議論するというので、皆さんでいろいろ話ができただのは大変貴重な機会だったなと思いました。

それから、第七中学校の開校70周年記念式典にも参加してきました。始まる前に校長先生とお話ししていたのですが、記念式典に向けて地域の人とか、それから生徒たちにもいろいろなことがすごく活発に行われたという話をされていて、周年事業もそういう形で広がりがあると大変いいことだなと強く感じました。

それともう一つだけ、校歌の話が祝賀会で出ていまして、七中の校歌というのは父兄の方とか職員とか生徒に一般公募してつくったそうです。その中で当時の英語の先生の詞が採用されたということで「わかばわかきわれらここに集いてぐんぐん育たん」という最初のあれがあるのですが、若葉というのは開いた若葉ではなくて、まだ固く結ばれた若葉が、その地域で3年の間に葉が開いて育っていくということを歌詞に込めたという話をされて、何かすごくいい形での校歌のつくり方の一つだなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

私も同じく第八中学校の70周年記念式典に参加しましたが、ぜひここでお伝えしておきたいことは二つありまして、一つは生徒が非常にしっかりとした態度でその式典に臨んでいたということです。当然と言えば当然のことなのでしょうけれども非常に意欲的な感じで、1曲合唱の披露があったのですが、これも本当にすばらしいものだったなと思います。

それからもう一つは、今、田中委員からもちょっとお話しされましたが、やはりこういう周年の行事を通して地域とのつながりというのですか、そういうものが非常に学校の中で更に膨らんでいるという印象を受けました。地域の方、それから歴代の校長先生もかなりの数出席していただきまして、非常にいいムードの中で終了したということでございます。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

私は、今年度第1回の中野区総合教育会議に出席させていただきました。この会議に関しては傍聴の方もいらっしゃったので、内容はわかっているのではないかなと思いますけれども、今回、教育の連続性ということについて、本当に今、田中委員が言われたように忌憚ない話、今後の教育のあり方というものを、保幼小、幼稚園、小中の連携という形でどこまでつながりをもった教育ができるかという話を区長とさせていただきました。当然、結論が出るお話ではないのですけれども、ある程度ディスカッションができて、いろいろな方向性が見えたのはとてもよかったのではないかなと思っております。

また、ここの報告にはないのですが、11月28日に、東京女子医大において区政部の第1回のがん教育懇談会を開かせていただきました。慶應大学と東京女子医科大学、それと東京医科大学、東京医大は学長も病院長もいらしてくれましたのですけれども、あと国際医療センターのがんの専門。慶應はがんセンター長、女子医大もがんセンター長がいらっしゃって、東京医大は病院長にいらしていただいて、それで杉並区は杉並区医師会長さん、それで新宿区の学校保健担当、それで私と中野区教育委員会からも来ていただきまして、杉並区教育委員会、そして新宿区教育委員会の方に来ていただいたのですけれども、集まって今後のがんの教育のあり方とか取組についてお話をさせていただきました。

この中で、厚生労働省が言っているがんの教育というのは、がんについての教育ではなくて、がんをテーマに健康を考える総合的な健康教育として位置付けて、そしてやはり心の教育まで踏まえた教育をしていかなければいけないということで、各大学そして各医療者たちの代表も、社会貢献の一つとしてそういった学校現場に協力をしていこうということで一致して、今後どう展開していくかということではないのですけれども、そういったことで各大学、基幹病院が。もう一つ、JCHO（独立行政法人地域医療機能推進機構）というのはもともと厚生年金病院ですけれども、その院長もいらっしゃっていました。そういう形で学校教育に私たちとしても協力していきましょうということで、一致したという形で今回第1回目は閉じたわけです。その中で、中野区は予算づけをしていろいろとやってくれたと竹之内統括指導主事に言っていただきました。なかなか積極的に取り組んでいらっしゃいますねというお話をいただきました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

私も初めて、第1回の中野区総合教育会議ということで参加させていただいて、総合教育会議自体初めて参加したのですけれども、形式的な会議ではなくて、それぞれが教育について疑問とか課題に思っている点を率直に意見交換ができたなと思っておりまして、区長も教育にすごく関心を持ってくださっていることが伝わってきましたし、そういう機会はとても貴重ななと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにはよろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「中野区子ども子育て支援事業計画中間の見直し（素案）について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

「中野区子ども・子育て支援事業計画中間の見直し（素案）について」、ご報告させていただきます。

同計画につきましては、区の子育て支援に関する総合的な計画となっておりまして、国の指針によりまして計画上に盛り込んでおります確保量の見込み、これが実績と乖離している場合には見直しをするとされていることから、今回、中間の見直しをするものでございます。

中間の見直しにおきましては、ニーズ調査の結果等から幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策を再検討いたしますとともに、計画策定後に新たに方向性を定めた事業、個々の課題に対する取組内容などを反映させてまいりたいと考えてございます。

計画期間でございますが、中間見直しということで当初計画の残りの期間、平成30年度、平成31年度を計画期間としてございます。計画素案につきましては、別添ご用意させていただいておりますが、本日は概要を用いて説明させていただきたいと思っております。

概要のほう、別添の資料、スライドでも映しますがごらんいただければと思います。

1ページ、こちらは出生数と合計特殊出生率の推移、2ページは合計特殊出生率対象年齢の女性の人口の割合、3ページは母親の年齢別出産状況の推移ということでございます。

出生数、合計特殊出生率、全体的に増加傾向にあり、また晩産化の進行が進んでいる様子が見てとれるかと思えます。4ページにつきましては、教育・保育の施設の状況ということで現状を示してございます。

続きまして、5ページ目でございます。同計画の中には、今後進める取組の柱と主な取組について内容を記してございますが、今回の中間の見直しにおきまして、変更の視点ということで記してございます。内容については記載の「身近な地域における一貫した相談・支援体制の充実」「地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化」「保育需要増への対応」「障害や発達に課題のある子どもへの支援の充実」「就学前教育の質の向上」、こちらを視点として見直ししてございます。

次のページでございますが、今回、中間の見直しということで大きく計画上の目標の構成等につきましては、変更してございません。計画上、三つの目標を立て、取組を整理してございます。その具体的な内容、反映状況でございますが、次のページ以降になります。

7ページにつきましては、一つ目の目標「すこやかに育つ子どもたちについての反映状況」でございます。こちらの目標につきましては、取組が五つございます。取組の柱1につきましては「すこやかな妊娠・出産の支援」ということで、こちらにつきましては妊娠・出産・子育てトータル事業の実施など、その後の区取組状況を反映してございます。

取組の柱2につきましては「子どもの健康増進」ということで、0から3歳を対象とした新たな運動遊びプログラムの作成や、オリンピック・パラリンピックを契機とした体力向上の取組などについて反映してございます。

取組の柱3につきましては「子どもの虐待の未然防止と適切な対応」としてございまして、この中では児童相談所の設置を見据えた人材の確保、また、子ども期から若年期における総合的な支援体制の構築などを盛り込んでございます。

取組の柱4として「障害や発達に課題がある子どもへの支援」ということで設定してございまして、この中ではライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の充実、また、適切な就園先や就学先を決定できるようにするための、専門的知見に基づいた相談の実施などを盛り込んでございます。

取組の柱5は「家庭の子育て力の向上」ということで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消のための子育て支援ネットワークの強化などを盛り込んでございます。

次に、目標Ⅱということで、こちらの目標は「充実した教育や支援に支えられる子育て家庭」ということで設定してございまして、取組の柱として二つございます。取組の柱1

は「多様で質の高い教育・保育の提供」ということで、この中では保育環境の整備、また、指導検査体制の充実、教育・保育施設から小学校へのアプローチプログラム、小学校でのスタートカリキュラムの作成など、円滑な移行を図るための双方向の連携の強化について盛り込んでございます。

取組の柱2につきましては「ニーズに応じた子育て支援サービスの推進」ということで、利用しやすい一時的な養育・保育サービス提供の検討などを盛り込んでございます。

次に、目標Ⅲでございます。こちらにつきましては「地域に生まれ豊かに育つ子どもたち」ということで設定してございまして、取組の柱として二つございます。取組の柱1は「子どもや子育て家庭と地域の連携の強化」ということで、包括的な地域ケアの仕組みの今後の構築、また、放課後の子どもたちが安全で充実して過ごせるようにするための取組の推進。

取組の柱2として「子どもの安全を守る活動の充実」ということで、災害時などの重要性、理解促進、防災訓練等への主体的な参加の促進などを盛り込んでございます。

続きまして、この計画には必要なサービスを提供していくための需要見込みと確保方策について盛り込んでございます。次のページでございしますが、大きく二つの部分に分けられまして「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに分けて需要見込みと確保方策を定めてございます。

まず一つ目の「子どものための教育・保育給付」に係る内容でございしますが、確保方策の考え方としては、ここに記載の「民間活力を活かした保育施設の整備」「認定こども園の整備」「認可保育施設への転換に向けた支援」「私立幼稚園における一時預かり事業の推進」を柱として必要な施設の定員確保をしてまいる考えでございます。このページにつきましては、計画期間における新規確保方策を施設ごとにまとめた表になります。

次のページでございます。幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策ということで、こちらのページでは1号認定、満3歳以上の主に幼稚園を利用される方の需要見込み、確保方策でございます。続きまして、保育の2号認定、満3歳以上の需要見込みと確保方策でございます。続きまして、3号認定の0歳、1、2歳に分けて需要見込み・確保方策をあらわしたものでございます。これまで、計画での需要見込みにつきましては、実績と乖離してまいりました。これまでは、需要数の伸びということをもとに今後の需要見込みを立てておりましたが、それを上回る実際の数字となっていたことから、今回につきましては、今後の女性就労率の伸びということを加味して、需要見込みの設定をしているとこ

ろでございます。

続きまして、地域子育て支援事業ということで、こちらからは地域子育て支援拠点事業の需要見込みということでピックアップしたものになってございます。こちら、子育てひろば事業ということで、需要見込みにつきましては0から2歳児の在宅率を踏まえて算出し、今後すこやか福祉センター、保育所、学童クラブとの併設により実施していく考えでございます。

続きまして、乳児家庭全戸訪問事業でございます。こちらにつきましては、人口推計におきます0歳児人口を需要見込みとし、今後、訪問指導員やすこやか福祉センターによる全戸訪問を実施していく考えでございます。

「延長保育事業」でございます。延長保育事業のニーズが増加傾向にございます。新たに整備する保育園等においても、延長保育を実施していく考えでございます。

続きまして、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の需要見込みと確保方策でございます。中野区では、放課後の子どもたちの安全・安心な遊び場として、小学校内でのキッズ・プラザ事業の推進と放課後子ども教室事業の実施と併せて、その居場所確保を考えてございます。次のページにつきましては、そのキッズ・プラザ事業、放課後子ども教室事業の状況です。併せてごらんいただければと思います。

以上が内容でございます。最初の1枚目の紙にお戻りください。今回、素案をまとめましたこの内容につきまして、今後、区民意見交換会を実施してまいります。12月8日から15日にかけて、4カ所で実施いたします。また、今後の予定でございますが、年明けまして1月に意見踏まえまして計画（案）を作成いたしまして、1月・2月、パブリック・コメント手続を行います。そして3月に計画策定ということで進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

今、説明いただいたのですけれども、認定こども園が今2園ですか、もう1園増える予定ですけれども、全体の施設の中で認定こども園が占める割合が少ないような気がするのですが、中野区はほかの地域と比べてどうなのでしょう。

次長

認定こども園は国が制度をつくりまして進めているところで、各自治体が取り組んでいるのですが、必ずしも全てはかばかしいという状況ではないと思っております。文部科学省系の私学としての幼稚園のあり方も各運営事業者さんも尊重していきたいというところもございまして、中野区としましては認定こども園が保育・幼稚園、両方の面を持ちますので、推進を図っていくために私立に対しても働きかけをしようということは思っておりますが、計画上は今、1園を新規誘致、残りの二つについては幼稚園の転換というところで考えております。

田中委員

以前、みずのとうの認定こども園を視察に行かせていただいたのですがけれども、非常にいい形で幼稚園機能と保育園機能が動いていたような気がするので、ぜひほかの私立の幼稚園についても働きかけをお願いできればと思います。

田辺教育長

ほかにもございますか。

渡邊委員

まず、認定区分ごとの需要見込みと確保方策の部分なのですが、これで見ますと認定こども園のほうです。こども園とか私立幼稚園に関して、確保方策が3,797で需要見込みが3,041という形で、幼稚園、これは30年度を見ても31年度を見ても、十分な需要確保ができると見込めるという形でいいのですよね、これは。それで、その次にいきますと保育園の部分になるのですが、これだと保育型では、需要見込みに対して確保ができていないという形で読み込めるわけなのですが、ハードの面だけで見ると十分に足りているところへ強化という形ではなくて、保育園のほうへの強化という考え方はお持ちなのではないかということだけ、お伺いしたいのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

保育、特に0から2歳のところにつきましては、計画上もぎりぎりの確保数、また、3号認定、1、2歳の30年度のところを見ていただくと、需要見込み、確保方策が少なくなっている状況でございます。そちらは弾力化定員や定期利用ということで、受け皿の確保はできる見込みですが、非常に厳しい状況になってございます。今、区立園の民営化、また新規園の誘致等をして受け皿拡大をしているところでございますが、なかなか区の思惑通りには進んでいないところもあります。

現在、緊急対策ということで公有地などを活用して保育所の確保をしているところで

ざいますが、この伸びに対してどうにか追いついていっているという状況になります。今後も引き続き、ニーズに応えられる受け皿確保が求められてくるところでございますし、そこについては区としてもしっかり施策を打っていきたいと考えているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

ありがとうございます。確かに、計画における新規確保方策というのが14枚目ぐらいに入っているのですけれども、ここを見ても、保育園のほうへの数の確保というのは一生懸命増やしているところでございますけれども、ぜひここは頑張ってくださいと思います。なぜこの話を出したかという、この事業計画の中で小規模保育に関してはあまり強化をしていなくて、保育園と認定のほうの保育施設を充実させようというこの中野区の方策は非常にいいのではないかなと。やはりしっかりした施設でお子さんを預かると。小規模がしっかりしていないというわけではないのですけれども、ある程度しっかりした認証のある施設で確保していただきたいということで、この辺りは非常によく頑張っているんで、ぜひ推し進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

実際にまだこの中身の細かい部分というよりも、今、プレゼンをしていただいて感じたこととか、全体的なことと要望とか、こんな思いを持ったということをお伝えしようかなと思います。

中野区の場合は保育と教育が一体的な組織で仕事を進めているということで、これは一つの非常にいい形ではないかと思うのですけれども、例えばこの中には小学校のスタートカリキュラムのことであるとか、それから特別支援にかかわって中学校に特別支援教室。それから小学校の敷地内にあるキッズ・プラザとか、そういったものがあるのですが、せっかく一体的にやっているわけですので、このあたりの新機軸とまではいかないのですが、ちょっとした工夫でもっと保育と教育がこういう形で連携しています、柔軟性があるので、という部分が更にわかりやすくアピールできるという思いを持ちました。具体的に何かというわけではないのですけれども。

それから、保幼小という点ではかなり中野は歴史的にもしっかり取り組んでいるのですが、私が再三言うように、保幼小中だと思っております。ですから例えば、キッズ・プラザなんかを展開するときも中学校との連携を、例えば中学校は放課後部活とかボランティアでもっとキッズ・プラザと関係を持つとか、そういう学校から見て保育とどう関わられるとか、そういう部分ももっと積極的に入れていいのかなと思うのです。

なかなかキッズ・プラザを入れる当初は、小学校には結構抵抗感があって、敷地内には困るのだという話があったのですが、やってみると逆に、敷地内にあったほうが連携もとりやすいし、子どもの安全とか親も非常に歓迎していますし、非常に機能的であるということなのです。ですから、やはり今までの発想、この教育と保育が分担というところ少し言い過ぎかもしれませんが、そういう部分をもっとこの中野がせっかくこういうふうに組織的にやっているわけですから、融合的な中で新しい発想で柔軟に、しかも中学校も巻き込んだ形でやっていくといいかなと思います。本区でもやっているのかとは思いますが、例えばいろいろな区で中学生が乳幼児を抱っこするという活動の中でいろいろ学ぶ。これは中学生にとってだけではなくて親にとっても中学生と接するというのは、すごく子育ての側面でも大きいことだと思うので、そういうものをどんどん入れていってはどうかなという思いを持ちました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告については終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の2番目「教育長の臨時代理の事務処理について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは、私から11月17日の教育委員会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件につきまして、臨時代理による事務処理を行いましたので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

資料をごらんください。案件につきましては、この資料の(1)から(5)の5件でございます。この内容につきましては、次ページをおめくりください。1番につきましては、区立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の改正でございます。内容はごらんとおりです。

2番につきましては、このうち勤勉手当に関する規則を一部改正するものでございます。

続きまして、3番から5番につきましては、中野区立小学校及び中学校の教育職員の条例に関するもので、3番につきましては勤務時間、休日、休暇等に関するもの、4番につきましては給与に関するもの、5番につきましては教育職員の給与等に関する特別措置に関するものでございます。

1ページにお戻りください。事務処理の経過でございます。11月22日に教育長の臨時代理による各条例の一部改正または制定の手續を決定いたしまして、区議会への議案提出依頼を行いました。昨日、11月30日、区議会での議案の審議及び可決をいただきまして、一部条例及び制定条例の公布を行いました。また、同日、特別区人事委員会の承認申請をいたしまして、承認を受け、教育長の臨時代理による一部改正規則を決定いたしまして公布いたしました。

私からのご報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

昨日、本会議がございまして、今ご報告させていただいた、特に(3)から(5)の条例を可決していただいたことによって、教員の任期付短時間公務員ということで中野区としての制度が成立いたしまして、募集の手續に入らせていただこうと思っています。

よろしいですか。

それでは、本報告について終了いたします。

事務局報告の3番目「中野区立小中学校施設整備計画の一部改正について」の報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育施設担当)

それでは「中野区立小中学校施設整備計画の一部改正について」、ご報告させていただきます。

平成29年3月に改正いたしました区立小中学校施設整備計画においては、一足制や地域との連携を進める機能等の導入につきまして、新たな教育環境として引き続き検討していくこととしておりました。

このたび、新校舎整備を進めていく中で、これらの導入効果について検討を重ねてまいりました。一足制につきましては、小学校に整備いたします地域開放型学校図書館やキッズ・プラザと学校教育の効果的連携や施設のバリアフリー化の推進など、区民や子どもた

ちにとって利便性の高い施設整備を行う必要があることから、今後整備していく小中学校の新校舎につきましては一足制により整備していくことといたしました。つきましては、これらの検討結果を踏まえ、中野区立小中学校施設整備計画の一部を改正いたします。

一部改正の内容でございますが、一つ目といたしましては、学校施設整備の基本的な考え方を改正いたしました。別添に資料をおつけしておりますが、施設整備計画の5ページ目になります。小中学校の新校舎は原則として、校舎・校庭・その他併設施設の一体的利用が可能となる一足制により整備いたします。また、一足制の導入に伴い、校舎内に校庭の砂塵等を持ち込むことのない人工芝等の材質により、校庭を整備してまいります。地域との連携を進める機能の整備を標準化いたします。また、教員間の研さんや交流を促すスペースの整備を標準化いたします。

そのほかといたしまして、1枚目にお戻りください。新校舎に整備する普通教室の大きさにつきましては、縦9メートル、横8メートルの規格に加えまして、縦8メートル、横9メートルについても標準化いたします。

ご報告は以上です。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

これにつきましては、長いこと教育委員会で議論させていただいたものを、きちんと明文化させていただいたということでご理解いただければと思います。

田中委員

一足制のところはよくわかったのですが、教室の縦9、横8に加えて縦8、横9というのは、広さは変わらないで形が変わることなのですか、これは何か背景があるのでしょうか。

副参事(子ども教育施設担当)

こちらにつきましては、縦方向、例えば黒板から後ろのロッカーまでの方向を、もともと9メートルとしていたものを8メートルスパンというのをこちらに入れ込むことにいたしました。それによりまして、他の諸室とのレイアウトの自由化が進みまして、今度ご説明していただく小学校につきましても、これをするによってレイアウトがかなり整理しやすくなりまして、例えば全普通教室を校庭に面して整備できるとか、そういったメリットがありますので、そちらで新たに規格を加えさせていただいたということでございます。

伊藤委員

最近、横長の教室をつくっている学校も増えていると思うのですが、何事もメリット・デメリットで、黒板の端っこが、端から見えにくいとか、そういったところが黒板をちゃんとそれを考えて球面の黒板にするととても見やすいとか、小さな工夫でカバーできるところがあるかと思うので、そういったところもきめ細やかにご対応いただければ。できる範囲でお願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

私も今回の整備計画については、やはりタブレットや端末のICTを効果的に活用する施設の整備という形で、これも一つ教室の形にあるのではないかなと。ほかの学校で横長の会場に行ったのですが、壁が全部真っ白で全てに映像を映し出していける形になっていました。そうすると横にとることによって大きな画面がとれるとか。今の時代はそういった意味で縦に長い教室よりも、先生との距離とか一体感も奥行きが短いほうがとれて、今までの既存の教室の考え方ではなくて、同じ広さをどういうふうに活用していくかという、新しい発想ができていてとてもすばらしいと思いますので、ぜひそういった形で何らかの提案なんかをしていただけるといいなと感じました。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今、渡邊委員からもいろいろお話があったのですが、私も同感で、この参考資料の中に学校施設構成というのがあって、いろいろとこういう部屋が必要であるかと思うのですが、これからの時代に合ったいろいろな部屋が考えられるのかなと思うのです。今のお話とはあまりかまないかもしれませんが、私がたびたびお話しているように、各家庭によく敷地にゆとりがあれば納戸みたいなスペースですよ。そういうもの、先日緑野中学校にお邪魔したときにこれも前にお話をしたかもしれませんが、いわゆる掃除用具室というのがあるのです。何かというと、そこにはかなりのいろいろな掃除の用具が、日常使うようなものも収められています。そういうものというのは、私はすごく大事ではないかなと思うのです。かねがねお話しているように、雑巾を絞って勉強する教室の中で干すという、そういう状況を何とか環境としては改めたほうがいいのではないかなと思います。

それから、今、渡邊委員が言われたような周りが全部ホワイトボードでというのですが、

確かにもう黒板の存在というのはこれも一足制と似たようなものがあって、確かに黒板の有効性はありますが、伊藤委員が言われたように必ず何かやるとプラス面とマイナス面があるということで、例えば見にくいというのであれば窓側以外を全部ホワイトボードにするとか、天井もうまく活用するとか、いろいろな発想があると思います。

それから、今、公立の小学校・中学校にはほとんど教壇というものがありませんけれども、もう少し部屋を広くとってそういうスペースを持つとか。そういったいろいろな発想を考えていくことも大事かなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

それでは、本報告については終了させていただきます。

事務局報告の4番目「中野区健康福祉総合推進計画2018」の素案についての報告をお願いします。

副参事(子育て支援担当)

それでは、私から「中野区健康福祉総合推進計画2018」の素案につきまして、報告を申し上げます。

こちらの計画につきましては、健康福祉領域の基本計画となります健康福祉総合推進計画の改定、並びに介護保険事業計画、また障害福祉計画、そして第1期中野区障害児福祉計画の策定に当たりまして健康福祉審議会に諮問をし、基本的な考え方について答申を受けました。このたび、広く区民や関係団体等から意見を募るため、素案として取りまとめましたので報告をいたします。

また、この場合につきましては、子どもに関連する内容といたしまして、障害児に係る計画部分につきまして、概要をご説明いたします。

まず1番目、健康福祉の基本計画についてでございます。策定目的でございますが、区が区民とともに目指す「健康福祉都市なかの」の実現に向けた取組を総合的に進めていくため、健康福祉の領域に係る今後の取組の内容を区民に示すことを目的としてございます。

計画の位置付けでございますが、こちらにつきましては概要版を用意しておりますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。3ページ目になります。こちらの概要図をご覧くださいいただければと思います。先ほど申し上げましたとおり、この健康福祉総合推進計画には介護保険計画、健康づくり行動プラン、そして障害福祉計画、また地域福祉計画、そして今

回子どもの部分として障害児福祉計画、こういったものが内包された内容になってございます。

また、こちらの障害児福祉計画につきましては、先ほど報告を申しあげました子ども子育て支援事業計画とも内容の整合性をもって策定しているところでございます。

続きまして、計画期間でございますが、こちらの障害児福祉計画については、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間と設定しております。また、計画の素案、また素案のポイントでございますが、こちらはまた概要のほうをごらんいただきながらご説明差し上げたいと思います。スライドの一番最後のページになります。本計画の全体部分の障害児者の章におきまして、課題5として「障害や発達に課題のある子どもへの支援」ということで取りまとめさせていただいたところでございます。障害や発達に課題のある子どもが、地域で一人一人の状況に応じた必要な支援を受けられるよう体制を整えていく必要があるといったこと、また、身近な地域で質の高い発達支援を行えるよう、重層的な地域の体制を整えていくこと、こうしたことを目的に主な取組といたしまして、3点柱立てをさせていただいております。

まず1点目でございますが、関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制でございます。身近な地域で相談支援体制の充実を図るため、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を実施する移行連携あるいは関係機関連携会議の仕組みを構築してまいります。また、保護者や家族が抱える子どもの障害や発達に対する不安を解消するため、寄り添った支援を専門的な力のもとにやっていく体制、そういったことも進めてまいりたいと考えてございます。

また、二つ目の柱でございますが、専門的な支援の充実と質の向上でございます。こちらにつきましては、発達支援や放課後デイサービス、あるいは障害児相談支援などの事業所の質の向上、また、(仮称)総合子どもセンター、すこやか福祉センター、区立障害児通所支援施設の関連機関の連携によりまして、重層的な地域支援体制の構築を目指していくこと。そして更に医療的ケアが必要なお子さんが保育や教育施設を選択をできるような体制整理、こうしたことについて取組内容を示してございます。

また、三つ目の柱でございますけれども、地域社会への参加や包容の推進といたしまして、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して保育や教育を受けることができるよう、保育や教育施設での受け入れや専門機関によるバックアップの体制の充実、また、地域社会全体において障害や発達特性への理解促進を進めていくための取組を進めてまいり、

そういったことについて記載しているところがございます。また、本冊には併せまして、こうした様々なサービスに係る見込み量等についても記載しているところがございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

申しわけございませんが、一番最初のページにお戻りいただきます。今後の予定でございますけれども、11月中に様々なところに報告などをいたしております。今月から、区民意見交換会を開催いたしまして、こちらについては先ほど報告がありました子ども・子育て支援計画と連携して実施する形を予定しております。そして、年が明けまして1月以降、計画案の決定、パブリック・コメント手続、そして先ほどご紹介しました審議会のほうの最終答申を改めて受けまして3月に計画策定、このような予定になってございます。

報告については以上です。

田辺教育長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

最後のところの一番最後のページで説明いただいたところですが、③の地域社会への参加や包容の推進と、特に地域社会での包容というのはこれは僕、すごく大事なことだと思っているのです。障害を持った方が地域で安心して生活していく上で大きなポイントになると思うので、これは具体的に何か想定しているものというのが、今、あれば教えていただきたいと思うのですけれども。

副参事(子育て支援担当)

障害者児への理解の促進といった意味では、私たちもいろいろこれまでも努力はしているのですけれども、先日、意向アンケートのようなことを当事者にとらせていただいたときにも、当事者から見るとまだまだ理解が足りない面があるというのを再認識させられているところがございますので、これまでは関係機関や接する人に対しての普及啓発というは一定程度できていたかなと思うのですが、関係するのは関係機関だけではなくて、一般的に一人一人が広くそういった意識を持てるような取組を広めていかなければいけないなと感じているところがございます。

田中委員

ぜひお願いしたいと思います。ここでは本当に1行の文章ですが、ここがすごく僕は大事ななと思って、よろしく申し上げます。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

私もこの文章の中で気になったのは、今、田中委員が言われた言葉と③のところで「包容」という言葉があったのですけれども、ここの文章だと地域社会における障害の発達の特性の理解促進なのですけれども、障害者に対する理解というのが結構重要というか、受け入れる側の社会が障害に対してどれだけ理解しているかということが、大事だと思います。そういう意味ではこの言葉というのは、まだ素案であれば少し重きを置いた言葉とかそういう形で、地域の方々、区民の皆さん一人一人が障害者に対する理解を深めるような言葉がいいかなと。どうしてもここが、社会が受け入れるために一番重要なところになりますので、ぜひその辺りをよろしくお願いします。

それと、自分の専門的なところで②の一番最後に、医療的ケアが必要なお子さんの保育や教育施設も選択できるように体制を整えますと書いてありますが、今後展開される保育施設が民間になってきて、区の施設ではなくなってくるところを見ると、この辺りはしっかりとこの方針としてやっているのだぞということを経の姿勢として見せていただけるような強い言葉がいいかなとは感じます。これは非常に重要なことになりますので、医療的ケア、新しくでき上がってくる施設の話があったわけですけれども、そのあたりには十二分に浸透していただきたいなと思います。もし工夫ができればという感じで、ぜひよろしくお願ひいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

同じようなことなのですが、③のところで保育や教育施設での受け入れや専門機関による後方支援の充実となっているのですが、これは専門機関による後方支援の充実、例えばどういうことが想定されているのか、もしあればお伺ひしたいなと思ったのと、あとは障害や発達に課題のある子どもさんという形になりますと、實際上、グレーゾーンといったら変ですけれども様々な方がいらっしゃるということがあるので、今後の考え方として、障害のある人ない人という二項対立ではいけない世の中というか事実があつて、そこが大事なのではないかなと個人的には思います。そういう子どもも含めて全ての子どもがみたいなこととか、何か表現上、今回でなくても結構なのですけれども、ユニバーサルデザイ

ンではないですけれども、そういった発想があるよというところもお示しいただけるとありがたいかなと思いました。

副参事(子育て支援担当)

今、ご質問にありました後方支援の具体的な中身なのですが、今現在やっていることといたしましては、区立の療育機関の中で巡回支援という形で一般の保育園や幼稚園にお伺いして、その中でのコンサルテーションのような形で園を支援していくことがございますし、あと研修ですとかそういった部分につきましても、今後少し区でも独自に用意してバックアップさせていただきたいと思っております。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

今、お話を伺っていて学校教育の窓口から見ていくと、例えば一番最後に取り上げられている地域社会へのというところなのですが、最後に地域社会における障害や発達特性の理解促進のための取組とあるわけですが、これはなかなか難しいというか、心の壁というか、心のバリアフリーをどういうふうに進めるかということがあると思うのです。学校教育でいうと、こういったところを例えば人権教育であるとか、そういう部分で計画的に意図的にやっていくということなのですが、地域社会となるとなかなか、どういう場でどういう人を対象にとかいろいろあると思います。少なくとも学校ではこういったものが今、区全体で動いているのだということを学校も教員もしっかりと把握して、そして日常の人権教育の取組というのをしっかり行っていく必要があるのかなと。または、保護者への啓発なんかも適切にやっていく必要があるのではないかなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

また同じようなことなのですが、安心して教育を受けるということと同時に、ここで書けるのかどうかかわからないですけれども、一人ひとりが伸びていけるような適切な取組ということもあっていて、そういう意味でも①の移行連携ですとか、関係機関連携会議等の仕組みというのはとても重要ななと思っておりますので、そういった様々な配慮があるということが盛り込まれていることがわかりやすいといいなと思いましたのと、

この移行連携とか関係機関連携会議等の仕組みについても、もし今、お差し支えない範囲で構想されていることがあったら、教えていただけるとありがたいなと思いました。

副参事(子育て支援担当)

移行連携につきましては、今、申し送りという形でステージが上がるたびに実施しているところなのですが、そういったところにつきまして、関係機関をもう少し重層的に用意させていただいたりですとか、そのときの情報の収集の仕方等について工夫するといったことについても強化を図ってまいりたいと思っております。また、中学校までは申送りをするのですが、それ以降というのがなかなか仕組みとしてできていない部分があるので、そこの成人社会、地域に実際に自立して生活するまでの間の支援といったところについて、一段と考えていかなければいけないなと考えております。

また、関係機関連携につきましても、それぞれの申送りや個別支援の会議の中では現在も行っているところではありますが、なかなか仕組みとして構築されているという状況ではなくその都度集まるという状況でございますので、もう少し組織だって区や関係機関が考えている事項についてきちんと隅々まで行き渡るような体制を整えてまいりたいと考えております。

伊藤委員

私も携わることがあるので実感するのですが、中野は申送りをきちんとしてくださっているというのは、現場にとっても子どもにとってもすごくメリットがあるなと思っております。ですので、ぜひその辺りは今後も充実していただけたらと思いますし、もしかしたら、中身だけではなくて連携を、申し送りをしていくときの期間というか、例えばもう少しわかりやすく言うと、3月に情報が相手に行くというのではなくて、もう少し幅を持って9月、10月ぐらいから準備段階とか、何か工夫もあると更に充実するかもしれないなということ、思ったので加えました。ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

今回、中野区の健康福祉総合推進計画ですが、健康福祉で今、障害の話は出たのですが、健康の中にスポーツというのが多分この健康福祉計画の中には入っている。その中で教育委員会と健康スポーツとして福祉計画の中に縦割りの計画という形ではなくて、健康を維持するためのスポーツ計画と、教育委員会というか子どもたちを預かるものとは

ある程度リンクした考え方みたいなのは示されてはいるのでしょうか。要は素案のポイントの中で健康でいきいきとした生活の継続といったところに「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取組のような形になっているわけですが、そういったところに子どもたちの運動とかそういったものの取組はあるのでしょうか。ある程度、縦だけではなく横にもつながるような、一緒に考えていけるような、もしそういったものが盛り込めれば盛り込んでもらいたいと思います。「学校の中における」とか「教育における」とか、そういった形で健康づくりのために何かやりましょうみたいなところは、健康福祉計画の中に入れていってもいいのではないかなとは思っていますので。ご検討よろしくお願いします。

副参事(子育て支援担当)

今、ご指摘があったところはそのとおりのことかなと思っております。素案のポイントのところ、少し表記が不足しておりますけれども、別に本冊のほうで書かせていただいているところの中には、区民全体としてのスポーツ活動・体力づくり、そういったところですか、学校の部活動の活性化ですか、そういったところについても併せて記載はさせていただいているところですので、少しわかりやすい表記に努めたいと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告について終了いたします。

そのほか事務局から報告事項はございますか。

副参事(子ども教育経営担当)

ございません。

田辺教育長

ないようですので、事務局から次回の開催について報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

次回の開催でございますが、12月8日金曜日、10時から当教育委員会室にて開催を予定してございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これを持ちまして、教育委員会第31回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前 11時02分閉会